

## 「帯広の森」指定管理者の指定結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者を指定します。

### 1 公の施設の名称及び位置

| 名称   | 位置  |
|------|---|
| 帯広の森 | 帯広市西 25 条南 5 丁目及び南 6 丁目、西 24 条南 4 丁目及び南 5 丁目、西 23 条南 5 丁目、西 22 条南 5 丁目、西 21 条南 5 丁目及び南 6 丁目、西 20 条南 6 丁目並びに南町、空港南町及び河西郡芽室町北伏古の各一部 |

### 2 指定管理者

帯広市東 5 条南 7 丁目 1 番地 3  
株式会社ケイセイ  
代表取締役 佐野 公彦

### 3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで